

広島県告示第二百五十四号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によつて、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和七年三月十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
吉土実地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

東広島市		群市・町		
西条町		町		
助実		大字		
今宮		字		
土与丸		地番	一〇二六七番 一一	
大平山			一六九番三三 五	
一六九番一四	一六九番三七 九	標柱番号	標柱二号	
標柱四号及び五号	標柱三号		標柱一号	